

津幡町議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 1 0 月 2 1 日

石川県津幡町議会議長 八十嶋 孝 司

津幡町議会規則第 1 号

津幡町議会会議規則の一部を改正する規則

津幡町議会会議規則（昭和 6 2 年津幡町議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「6 週間」を「8 週間」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。